

豊山学報・第66号  
弘法大師御生誕千二百五十年  
記念特別号 抜刷  
令和5年3月発行  
真言宗豊山派総合研究院

『宝楼閣経』「マンダラ儀則」  
— 訳註研究 —

大塚 恵 俊

# 『宝楼閣経』「マンダラ儀則」 — 訳註研究 —

大塚 恵 俊

## 1. はじめに

本論文は、大塚 2022 において報告した『宝楼閣経』「マンダラ儀則」<sup>\*1</sup>の梵藏漢対照テキストにもとづく訳註研究の提示を目的としている。既に大塚 2022 でも述べたように、当該マンダラ儀則は、体系的に整備されておらず、後代の儀礼文献のように各規定の分節が明確ではないが、全体の内容を見通せば、次のように区分することができる。

- §1. 土地の選定・マンダラ造立のための準備規定
- §2. マンダラ内院に関する規定
- §3. マンダラ外院に関する規定
- §4. アビシェーカに関する規定
- (§5. コロフォン)

本経を扱う上で一次資料となるのは、サンスクリット語ギルギット写本<sup>\*2</sup>であるが、残念ながら当該写本は断簡であり、上記の §3 前半部分までを欠いている。したがって、当該儀則の全体像を知るためには、チベット語訳資料ならびに漢訳資料が不可欠である。

チベット語訳資料については、ツェルパ系、テンパンマ系、そして両系統を校合して編纂されたと考えられる版との三者間において、重要な異読はほとんど見当たらないものの、近年その存在が見出されたヘーミス写本が独自の読みを保持している。さらに、その独自の読みは、サンスクリット語写本や漢訳の読みと非常に近い関係にあるため、当該マンダラ儀則を訳出する上で最も重要なチベット語訳資料となる<sup>\*3</sup>。

---

\*1 『宝楼閣経』「マンダラ儀則」に関連する資料や先行研究の詳細については、大塚 2022 を参照。

\*2 ギルギット写本に関する先行研究を整理した近年の報告として、von Hinüber 2014、工藤 2019 などがあげられる。

\*3 以上、詳細は大塚 2022、1.2.2 を参照。

また、漢訳については、梁代失訳(【失】)\*<sup>4</sup>、菩提流志訳(【菩】)\*<sup>5</sup>、不空訳(【不】)の三種の類本が現存しており、本研究では【菩】および【不】を主な対照資料として用いている。

## 2. 訳註方針

前項において述べたように、本論文で提示する訳註研究は、大塚 2022 において報告した当該マンダラ儀則の梵蔵漢対照テキストに基づいている。当該マンダラ儀則の一次資料となるサンスクリット語資料は断簡写本であり、サンスクリット語テキストが現存する部分は、その読みに基づく試験的校訂テキスト(Skt)に依拠して訳出した\*<sup>6</sup>。一方、サンスクリット語テキストを欠いている部分は、サンスクリット語テキストと最も近い読みを保持しているチベット語訳ヘミス写本に基づく試験的校訂テキスト(Hi)に依拠し、その他のチベット語訳諸本に基づく試験的校訂テキスト(Tib)や漢訳(【菩】ならびに【不】)を対照しながら訳出を試みた。なお、Hiに何らかのコラプションが想定され、その読みに基づいた訳出が困難である場合、あるいは当該儀則の文脈や関連文献の記述との整合性などを総合的に考慮し、Tibや漢訳(【菩】ならびに【不】)の読みの方が妥当であると判断できる場合、その諸類本の中で最も妥当と判断できる読みを採用して訳出した。その際には、各類本の読みを註記し、類本間の相違が明確になるように努めた。

また、分節に関しても、大塚 2022 において提示した梵蔵漢対照テキストに基づいているが、マンダラに配置される尊格に関する規定や、儀礼実践のための準備に関する細かい規定が示される場合には、各セクションの中で内容ごとに適宜細かく区分し、それぞれに見出しをつけることにした。

マンダラに配置される尊格の名称や尊容、マンダラの各部位の装飾などに関する規定は、本経のその他の章における記述からも有益な情報が得られるため、その記述を適宜参照し、訳出する上で重要な内容については註記した\*<sup>7</sup>。

\*<sup>4</sup> 『開元釋教録』(大正蔵 No.2154) vol.55, p.539a11-b4; 『貞元新定釋教目録』(大正蔵 No. 2157) vol. 55, p.935a26-27などを参照。梁代(A.D. 502-557)という訳出年代を考慮すれば、前述したサンスクリット語ギルギット写本よりも古い読みを保持している可能性があるが、大塚 2022, 1.2.3において言及したように、当該失訳本には乱脱や誤謬が多く見られることから、本研究では必要に応じてその読みを参照する程度にとどめた。

\*<sup>5</sup> 菩提流志訳には、高麗本と明本との間に著しく相違する部分があり、「大正新脩大蔵経」は両者の当該箇所を別々に収載している。詳細は大塚 2022, 1.2.3を参照。

\*<sup>6</sup> ただし、随所に文法および統語論上で解決困難な箇所があり、サンスクリット語テキストが現存する部分についても、訳出する際にはチベット語訳資料や漢訳資料との対照作業が必須である。

\*<sup>7</sup> 具体的には、① 第1章「警覺章(*bskul ba'i le'u*)」(【菩】【不】は「序品第一」)、② 第4章「印契儀則」(【菩】高麗本は「印法品第十」、【不】は「護摩品第九之餘」)、③ 第5章「バタ儀則」(【菩】

### 3. 略号<sup>\*8</sup>

- Ms *Gilgit Buddhist Manuscripts: revised and enlarged compact facsimile edition*. vol.1 (Bibliotheca Indo-Buddhica Series No.150), Delhi: Sri Satguru Publications, 1995. (第3章「マンダラ儀則」対応箇所: 1724(fol.53r)1-1726(fol.54r)5)
- Skt 大塚 2022 において報告した, ギルギット写本に基づく『宝楼閣経』「マンダラ儀則」の試験的サンスクリット語校訂テキスト
- Hi 大塚 2022 において報告した, チベット語訳ヘーミス写本(2)に基づく『宝楼閣経』「マンダラ儀則」の試験的チベット語訳校訂テキスト
- Tib 大塚 2022 において報告した, Hi 以外のチベット語訳諸本に基づく『宝楼閣経』「マンダラ儀則」の試験的チベット語訳校訂テキスト
- 【失】 『牟梨曼陀羅呪経』梁代失訳, 大正蔵 No.1007, vol.19, p.657c10-p.668b18 (「マンダラ儀則」対応箇所 p.667a25-p.668b18).
- 【菩】 『大寶樓閣善住祕密陀羅尼經』菩提流志訳, 大正蔵 No.1006, vol.19, p.636b4-p.657c7 (高麗本「結壇場法品第七」p.643b27-p.644a25).
- 【不】 『大寶廣博樓閣善住祕密陀羅尼經』不空訳, 大正蔵 No.1005A,

---

【不】は「画像品第八」の記述を参照した。

① 高田 2000, pp.6-7 において指摘されているように, 当該マンダラ儀則において説示されるマンダラは, 本経第1章において描写される, 釈迦牟尼如来による根本呪(善住陀羅尼)説示の会座を表現している。したがって, 本経第1章において示される会座の描写と当該マンダラ儀則において示される各規定とは, 密接に関連しているため, 当訳註研究においても適宜参照した。ただし, 当該マンダラ儀則の内容に基づいて, 第1章の会座の描写が付加された可能性も考えられるため, あくまで参照する程度に留めて, その内容を註記することにした。

② 第4章「印契儀則」は, サンスクリット語資料が現存しており, そこにはマンダラに配置される諸尊に対応する心呪の印契(hṛdayamudrā)が示されている。したがって, この心呪の印契の記述を通じて, 各尊の尊格名をサンスクリット語で確認することができる(ただし, マンダラに配置される全ての尊格の心呪の印契が示されているわけではない)。そこで, 本訳註研究では, 心呪の印契から抽出できる, サンスクリット語の尊格名を念頭に置いて訳出することにした。

③ 高田 2000 において明らかにされているように, 第5章「パタ儀則」には, 当該マンダラと類似の構造を持つパタを作製するための儀則が説かれている。それゆえ, 当該マンダラ儀則を訳出する際, 第5章「パタ儀則」の記述も適宜参照した。

<sup>\*8</sup> 本稿は, 大塚 2022 において使用した略号を踏襲しているが, 使用頻度の高いものはここに再掲している。また, 訳註内に示す参考文献の略号は, 本稿末尾の「参考文献」の当該項目を参照されたい。

『宝楼閣経』「マンドラ儀則」(大塚恵)

vol.19, p.619b16-p.634b6 (「建立曼荼羅品第七」 p.627b21-p.628a28).

BHS<sub>1</sub> EDGERTON 1953 vol.1: Grammar

D sDe dge edition

P Peking edition

大正蔵 大正新脩大蔵経

## 『宝楼閣経』第3章「マンダラ儀則」

### §1. 土地の選定・マンダラ造立のための準備規定

では次に、マンダラ儀則を説こう<sup>\*1</sup>。

適切な時に<sup>\*2</sup>、儀則にしたがって、事前に [マンダラを造立する] 土地を選定してから<sup>\*3</sup>、その後、[マンダラ造立に関する] 事業に着手すべきである。

香の入った清らかな器の中に入れられた五色の色粉によって<sup>\*4</sup>、四門を有するマンダラを描くべし。

<sup>\*1</sup> Hi は、以下の儀則が偈の型式で説示されていることを示唆している。しかし、現行の Hi に依拠して、どこからどこまでが偈の型式で説示されていたかを判断することは困難である。したがって、当該の冒頭部分から偈の型式で説示されていた可能性もある。

<sup>\*2</sup> Hi には、*duṣṣi lta ba dañ cho ga ci lta ba bñin* という、Tib には確認できない語句があり、さらに、Hi はこの語句を動詞 *bśad* にかかるように訳出している。【不】にも Hi の *duṣṣi lta ba dañ cho ga ci lta ba bñin* に対応する「依時依法」の語があるが、【不】の読みでは、「依時依法」が「先擇勝地」にかかっていると解釈できる。文脈を考慮すれば、【不】の読みの方が適切であろう。また、護呪文献として知られる *Mahāpratisarā* (以下 MP) には、次のような一偈を確認できる。MP<sub>II</sub> [42]-v.8: *nānāvīdhāni puṣpāni yathākālaṃ yathāvidhi / sarvaṃ puṣpaphalair bñair gandhais cāpi sūmañḍitān //* 推測の域を出ないが、この偈における b 句のような原語(ただし MP<sub>I</sub> の読みにおける b 句は *yathākālaṃ yathāritum*) が、何らかの混乱によって現行の Hi のように訳出されてしまったのではないだろうか。現段階では、Hi に確認できる *duṣṣi lta ba dañ cho ga ci lta ba bñin* を、【不】の読みに依拠して訳出しておく。

<sup>\*3</sup> 当該箇所は、後代のマンダラ儀則における *Bhūmiparīkṣā* と称されるような手続きが含まれていると考えられる。本経には、マンダラを造立するのにふさわしい土地の条件、またその土地の浄化や獲得に関する規定を確認できないため、詳細は不明だが、本経と成立年代の近い初期インド密教文献 *Subāhuparīpṛcā* (以下 SBP) には、マンダラを造立するのにふさわしい場所として、牛舎、1本の木の生えているところ、神廟、四辻、空き家、森林が列挙されている (Cf. 大塚 2021 pp.123-124)。ただし、SBP にもマンダラを造立するための土地の準備に関する規定は示されていない。一方、6世紀頃の成立が見込まれる *Brhatsamhitā* (以下 BS) 第47章所説の「プシュヤ沐浴」(Cf. 矢野・杉田 1995, pp.199-211) は、王国に生じたあらゆる不吉な兆しや災厄を鎮めるためのアビシェーカ儀礼を説いているが、その一連の儀礼を行う場所としてふさわしい土地の選定条件 (特に BS ch.47, vv.15-17 を参照)、さらには祭壇やマンダラの建立に際する準備の規定を詳細に示している。こうした事情より、6世紀頃に成立した初期密教文献の段階では、マンダラを造立する土地の準備に関する規定が確立されておらず、密教の進展と共に、徐々に整備されていったと考えられる。

<sup>\*4</sup> 当該箇所の Hi の読みは訳出困難である (偈の形式を意図したが故に解釈困難なチベット語訳となったか?) が、おそらく【菩】(其壇場作四門以五色彩畫。其彩於新器中和香然後用之。)に近いと考えられ、その趣意は「清らかな器の中に入れられ、さらにまた心地よい香りの香と混合された、五色の色粉によって」と解釈できるだろう。ただし、結果的には Hi と Tib の読みには相違がない (当該箇所の規定のポイントは、新しい器の中で香と混ざり合った状態の五色の色粉を使用することであり、この点において両者は相違ない) ため、ここでは Tib の読みにもとづいて訳出しておく。なお、同様の規定は、本経と成立年代の近い初期密教文献 *Mañjuśrīyamūlakalpa* (以下 MMK) のバタ作製儀則における色粉の規定にも確認できる。MMK<sup>O</sup> Ch.7, 4-1: *yaṭhepsitāḥ citrakareṇa citrāpayitavyam*

次に、マンダラの内院\*5に、白檀香を塗り、サフラン香を撒布すべし\*6。  
マンダラの内院の[一辺の]長さは2ハスタである。  
外院の[一辺の]長さは]4ハスタとなし\*7, 土と混ぜた牛糞を塗るべし\*8。

## 2. マンダラの内院に関する規定

asleşakai raṅgaiḥ candanakarpūrakūṅkumavāsitaḥ paṭaṃ, ... 「意のままに、画師によって、白檀香、龍腦香、サフラン香の香りがつけられた、固着していない色粉を用いて、パタ(画像)が描かれるべきであり、...」

\*5 Hi は *dkyil 'khor gyi sñin po*, Tib は *dkyil 'khor gyi dbus* である。前者からは \*garbhamaṇḍala, 後者からは \*abhyantaramaṇḍala などの原語が想定されるが、いずれもマンダラの内院の領域を指す語である。なお、漢訳は「小壇」(【菩】)あるいは「小方壇」(【不】)と訳出している。いずれも、マンダラの内院(一辺2ハスタ)が、外院(一辺4ハスタ)に対して小さい領域であることにもとづく訳語である。

\*6 Hi の読みは、√sic に由来する原語を想定させる *chag chag gdab par bya'o* であるが、Tib の読みは、√pāj に由来する原語を想定させる *mchod par bya'o* である。また漢訳の対応箇所は、【菩】は「以白檀香麝金香而塗飾之」、【不】は「先以白檀香塗拭。次用麝金香塗之」である(Hi および Tib の読みは、二種の香を二段階に分けて塗ることを規定する【不】の読みに近い)。

そこで、関連文献における同様の規定を見てみると、たとえば、*Sarvavajrodāyā* (以下 SVU) の *Bhūmisaṃśodhanaparigrahaḥ* には、マンダラを造立する土地の浄化のために、マンダラを造立する場所に穴を掘り、その穴を妙香が塗り込められた土で満たし (*sugandhābhyaktamṛdāpūrya*)、金剛頂マントラが念誦された香水を繰り返し(?) 撒布して (*vajrasākhāraparijaptagandhadhakenāśicyāśicya: rdo rje rtse mo yoñs su bzlas pa'i spos chus chag chag btāb pa* SVU<sub>Tib</sub> D 23v1), 平坦にならすという規定(以上、SVU §30 参照)を確認できる。

上記の SVU 下線部の用例を参照すれば、本経当該箇所の Hi の読み (*chag chag gdab par bya'o*) は、サフラン香の入った香水を撒布することを指示していると解釈できる。また、初期密教文献である MMK 所説のマンダラ造立儀則には、マンダラを造立する土地の浄化のために、ヤマータカ忿怒尊のマントラが八千回念誦された、牛よりもたらされる五種の生成物と混合された虫のいない水、あるいは梅檀香・龍腦香・サフラン香の入った水を、マンダラを造立する土地の場所に撒き (*abhi-vukṣ*)、四方四維上下の全ての方位に撒布する (*ṅksip*) 規定が示されている (MMK<sup>S</sup> p.37, 6-9)。

\*7 当該箇所の Tib の読みは、ツェルバ系 (4ハスタ: *khru bñi pa*) とテンバンマ系 (四角形: *grwa bñi pa*) との間で分かれる(ただし、タントラ部に収載される *D<sub>II</sub>* はテンバンマ系の読みを示し、陀羅尼部に収載される *D<sub>II</sub>* はツェルバ系の読みを示している)。なお、当該箇所の Tib の読みの異読に関しては、大塚 2022 (p.71) 脚註 15 も参照されたい。

\*8 Hi は、Tib には見られない *sa dan ba'i lci'i bas byug go* という読みを示しているが、この読みは【菩】の「以牛糞塗飾」、【不】の「以瞿摩夷和土遍塗拭之」という読みに対応している。一方、Tib については、諸版の読みが *rwa'i ran bñin dan ldan pa* で一致しているものの、この読みをどう解釈すべきか不明である。文脈上、マンダラの形状が四角であることを示している可能性が考えられるが(校訂テキストでは、*grwa'i ran bñin dan ldan pa* という読みを提案している。詳細は、大塚 2022, §1, 1.4 ならびに当該箇所の校訂註を参照)、Tib の当該箇所の読みには何らかの混乱があったと思われる。

マンダラの内院の中央に、仏を安置すべきであり、蓮華<sup>\*9</sup>を七色<sup>\*10</sup>で描くべきである。

七宝からなる宮殿を描くべきである。

蓮華の花芯の上に輪<sup>\*11</sup>を描くべきであり、[その輪は]千輻輪で輞と轂を

<sup>\*9</sup> ここで言及される蓮華については、①直前に説示される仏(至尊)の台座としての蓮華、②後述される千輻輪の台座としての蓮華、この二種の解釈が可能であろう。Hiの読みでは、どちらの蓮華を示しているのかを判断したいが、文脈を考慮すると、②の解釈を採るべきか。一方、Tibは *sañs rgyas kyi pad ma'i gdan* とし、仏(至尊)が蓮華座に住することを明確に示している(①の解釈)、また、両漢訳は、当該の蓮華を仏の台座ではなく、仏の前にある、千輻輪の台座としての蓮華として訳出しており(②の解釈)、仏の台座に関する情報を示していない。

そこで、本経のその他の章から得られる仏(至尊)の台座、および千輻輪の台座に関する情報を整理しておきたい。当マンダラのモチーフは、本経第1章において釈迦牟尼仏が善住陀羅尼を説示する一連の場面であること、そして本経には、当マンダラと類似の構図をとるパタの作製儀則が説かれることはすでに明らかにされている(Cf. 高田 2000)。したがって、ここではそれらの関連箇所の記事を取り出して、以下にまとめておくことにする。

《仏(至尊)の台座》第1章(Ms 欠)では、至尊釈迦牟尼仏の台座に関する情報として、(1) 楼閣の中央に金剛獅子座(*rdo rje'i señ ge'i khri*)が現れ、その座の上に、端正で美しく、金でできた茎で、赤みを帯びた真珠のついた花芯を有し、宝石からなる雑色蓮華(*rin po che'i padma bkra ba*)が生じて、そこに世尊(釈迦牟尼仏)が坐するという記述(Di 290r5-6)や、(2) 釈迦牟尼仏による第二の転法輪を讃嘆する三如来の勧めによって、釈迦牟尼仏が仏塔内部の獅子座(*señ ge'i khri*)に坐するという記述(Di 293v5-7)を確認できる。なお、漢訳も同様の記述である。(1)【菩】p.637c10-13(「金剛妙座」の上に蓮華が生じるという読み)；【不】p.621a6-10、(2)【菩】p.638c20-22；【不】p.622a23-24(「獅子座」とは示されておらず、「座」につくことだけに言及している)。

また、当該マンダラと類似する構図を持つパタを作製するための儀則では、*buddham bhagavantaṃ citrāpayitavyam\* siṃhāsānyopari niṣaṇṇaṃ sarvālaṃkāravibhūṣitaṃ kūṭāgaraparivṛtaṃ dharmaddeśayamānaṃ* (Ms 1731 (fol. 56v) 3-4; 1732 (fol. 57r) 3-4。\* 57rには56vの記述が重複して書写されている)「(趣意)獅子座の上に坐し、あらゆる装飾で飾られた楼閣の中で説法している、世尊ブツダが描かれるべきである」と規定されていることから、パタに描かれる仏(至尊)は獅子座に坐することがわかる。なお、対応する漢訳(【菩】p.644a29-b1；【不】p.628b4-5)は、このMsの読みと合致しているが、チベット語訳は「蓮華の上に法を説きつつお座りになられている(*pad ma'i steñ na chos 'chad ciñ b'zugs pa*)」(Di 305v4)とあり、諸本間に相違を確認できる。

《千輻輪の台座》第1章(Ms 欠)では、大集会の中央にいる世尊の目の前に、地面が裂けて、千の花弁を伴い、七宝からなる蓮華が出現し、その蓮華の上に、輞と轂を伴う千輻輪が現れたという記述(Di 298v2-3)を確認でき、対応する漢訳にも同様の記述を確認できる(【菩】p.640b14-16；【不】p.623c25-27)。

また、パタ作製儀則では、世尊の目の前に、七宝からなる八葉蓮華があり、その蓮華の上で金輪が光り輝いている様子を描く規定が示されており(Ms 欠; Di 306r3-4)、対応する漢訳にも同様の記述を確認できる(【菩】p.644b19-21；【不】p.628b26-28)。

<sup>\*10</sup> 当該箇所について、Tibは、*pad ma'i gdan bkra žiñ tshon sna bdun* 「七色からなる雑色蓮華座」と示し、両漢訳は「七宝で荘厳された蓮華」と示している。

<sup>\*11</sup> この「輪」は、本経第1章において、釈迦牟尼仏に対して「第二の転法輪」を勧請する「千輻輪」と考えられる(本経第1章における「第二の転法輪」に関する詳細は、名取 2017 を参照)。また訳註9も参照。



伴い、遍く光焰に包まれていて、金色で描くべきである。蓮華の茎は瑠璃宝からなる。<sup>\*12</sup>

## 金剛手菩薩

【仏の】左に<sup>\*13</sup>、怖ろしい姿で<sup>\*14</sup>、払子を持つ<sup>\*15</sup>金剛手<sup>\*16</sup>を安置すべきである。

## 摩尼金剛菩薩<sup>\*17</sup>

<sup>\*12</sup> 千輻輪に関する規定の直後において、Tib は、マンダラ内院を囲むヴェーディカー、そして、諸門の飾りに関する規定を示している。一方、Hi ならびに【菩】【不】は、それらの規定をマンダラ内院の四隅に配される四大王の尊容に関する規定の後に示している (Hi 2.35-36; 【菩】 2.56; 【不】 2.69-70。また訳註 21 も参照)。大塚 2022 (p.72) において言及したように、当該儀則が、マンダラの構造に関する規定やマンダラに配される尊格に関する規定について、マンダラの中心部から外側へ向かって順番にまとめて説示していることを考慮すると、マンダラ内院を囲むように設置されるヴェーディカーに関する規定を、マンダラ内院に配される諸尊に関する規定よりも前に説示する Tib の読みは少々不自然である。

<sup>\*13</sup> 高田 2000 p.8 によって指摘されているように、以下のマンダラ儀則において規定される、本尊の両脇侍の配置は、本経所説のパタ儀則において規定される配置と逆になる。すなわち、当マンダラ儀則では、本尊の左に金剛手、右に宝金剛を配置するように規定している (ただし、【菩】明本 p.651a21-24 のみが、本尊の左に宝光金剛菩薩、右に執金剛菩薩という規定を示す) が、パタ作製儀則 (Ms 1731 (fol. 56v), 1-1733 (fol. 57v), 5\*57r には 56v の記述が重複して書写されている; D1 305v3-307r3; 【失】 p.664a2-b30; 【菩】高麗本「画像品第八」p.644a26-c13, 明本「画像品第九」p.652b6-c22; 【不】「画像品第八」p.628a29-c25) では、本尊の右に金剛手、左に宝金剛を配置するように規定している。

<sup>\*14</sup> Hi の読み ('jigs lta bu'i) は、直前の *lag na rdo rje* にかかる語として解釈すべきであろう。金剛手の尊容について、Tib は「威嚇する姿 (*sdigs pa'i gzugs can*)」、【菩】は「作嗔相手」、【不】は「作忿怒形」である。

<sup>\*15</sup> 金剛手の持物に関する細かい規定は、類本間に相違を確認できる。まず、Hi は、左右の手に関する規定はなく、払子を持つという規定のみを示す。Tib も同様に左右の手に関する規定はないものの、払子と武器 (*mtshon cha*) を持つと示す。金剛手という尊格の性格上、金剛杵を持っていることが前提とされるはずであり、Hi の読みは、そのことをふまえて「払子を持つ」という規定のみを示していると考えられる。一方、Tib の読みを確認できる「武器 (*mtshon cha*) を持つ」という規定は、武器 (=金剛杵) を持つことを敢えて補足している」と解釈できる。次に、【菩】は、白払子を持つことのみを規定しており (当該箇所が付されている割注については高田 2000 註 40 を参照。また、明本は「右手把杵左手把鉞斧」と規定している)、この読みは Hi に合致する。【不】は、右手に金剛杵、左手に白払子と規定している。

<sup>\*16</sup> Ms 第 4 章印契儀則において示される、金剛手に対応する心呪の印契は以下の通り。Ms 1729 (fol. 55v), 4: om sarvatahāgatavajrāhvaya ddhara dhara hūm phaṭ\* // āryavajrapāṇe grahaṇamudrāh / 「オーン あらゆる如来の金剛という名を有する者よ、受持したまえ (dhara), 受持したまえ、フーン フーン パット。聖なる金剛手の (āryavajrapāṇer ← r) の落ちた属格と解釈しておく。この解釈は、以下に示される諸尊の印の名称が、尊格名を示す語の属格を用いて示されることが多いことから支持される。その他 BHS<sub>1</sub> 10.72 も参照。なお、対応するチベット語訳の読み (D1 305v1) は、'*phags pa lag na rdo rjes gzui ba'i phyag rgya'o* ||」であり、具格で訳出している獲得の印 (mudrā)。」

<sup>\*17</sup> Hi のみ、摩尼金剛菩薩に関する規定を欠いている。Hi と近い読みを有する【菩】【不】、そして【失】も含めた全ての漢訳類本に摩尼金剛菩薩の規定を確認できることから、Hi には何らかの混乱があった可能性がある。そこで、摩尼金剛菩薩に関する規定は、Tib に依拠して訳出している。

[仏の] 右に\*18, あらゆる飾りで飾られ, 右手に摩尼を持ち, [左手に] 扨子を持つ摩尼金剛菩薩\*19が住する.]

#### 四大王

[マンダラ内院の] 四隅に, 四大王\*20を, 甲冑を身につけて, 手に武器を持ち, あらゆる装身具を身につけ, 結髪で, 荒々しい姿の者として描くべきである.

#### マンダラ内院の周囲に関する規定\*21

マンダラ内院の周囲に 1 ハスタ程の幅 [のヴェーディカー]\*22をめぐらす. 東門に掲げられた傘蓋と幢幡には五色の繒幡を付けて飾るべきである.

#### マンダラ内院に安置される瓶の準備

4 つの金製の瓶を香水\*23で満たし, [マンダラ内院の] 四隅に安置すべきである. もし,

\*18 本尊の左右の脇侍に関する規定の相違は, 訳註 13 を参照.

\*19 Hi のみ, 摩尼金剛菩薩に関する規定を欠いている (Cf. 訳註 17). また, 持物に関する細かい記述については, 類本間に相違を確認できる. 【菩】は, 左右の手に関する規定を欠き, 各々の手に宝珠と白扨子を持つことだけを規定している. 【不】は, 左手に宝珠, 右手に白扨子と明確に規定している.

なお, 摩尼金剛菩薩に対応する心呪の印契は以下の通り. Ms 1729 (fol. 55v), 5: om dhuru dhuru maṇi mahāvīdyutamaṇi svāhā // cintāmaṇimudrā āryavajrasya mudrā // 「オンドゥル ドゥル 摩尼よ, 偉大な電光を放つ摩尼よ, スヴァーハー. 如意宝珠の印にして聖なる金剛尊の印.」

\*20 四大王に対応する心呪の印契は以下の通り. Ms 1729 (fol. 55v), 5-1730 (fol. 56r), 1: om lokapālite jaya jaya hūm hūm // caturmahārājānām mudrā grahetavyāh // 「オーン 護世者よ (lokapālita?), 勝て, 勝て, フーン フーン. 四大王の印が獲得されるべきである (grahetavyā ← grahītavā) が正規の語形だろう. しかし, 当該印契儀則において, この grahetavyā という語形が頻出するため, このままの語形で grahītavā の意味に解釈しておく. 対応するチベット語訳 (Dī 305v1) も, *gzun bar bya'o* と訳出している. なお, APK (密教聖典研究会 2000) においても, jāpamudrām grahetavyam ... (40r4), amoghapāśamudrām grahetavyam ... (40r5) という記述を確認できる.」

\*21 Hi は, 当該規定を, マンダラ内院の四隅に配される四大王に関する規定の後に示しているが, Tib は, 主尊とその目の前に配される千輻輪の規定の後 (2.3-5) に示している (当該規定が説示される位置の違いに関しては訳註 12 も参照). 【菩】【不】は, 当該規定を Hi と同じ位置において示している. ただし, Hi 【菩】【不】の読みには, いくつかの相違点を確認できる. この相違点については訳註 22 を参照.

\*22 Hi の読みにはヴェーディカーに相当する語を確認できないが, 近い読みを有する【菩】【不】には, 各々「其小壇中畫七珍階道」「其小壇中畫七寶界道」とあることから, Hi がここで言及している, マンダラ内院の周囲をめぐる 1 ハスタ程の幅の領域について, ヴェーディカーと解釈しておく. ただし, 【菩】はヴェーディカーの幅に言及しておらず, 【不】は 1 ハスタの大きさの傘蓋と規定している.

\*23 【不】の読み (以四金瓶満盛香水, 於瓶中著七寶及諸香藥五穀, 於瓶口挿時花有果枝條, 以繒帛繫瓶項, 置壇四角) には, 他の類本に見られない瓶の内容物や飾りつけに関する細かい規定が示されている. これと同様の規定は, 灌頂を扱う儀礼文献にしばしば確認される (詳細は桜井 1996 pp.382-397; pp.586-599 を参照) が, たとえば, 本経と成立年代に近い SBP (D 124v5-7; P 186v1-3) には, *bum pa pad ma dmar po'i mdog 'dra ba || nag po ra ri med ciñ rin chen bcas || sman dan 'bru dan spos chus khañ ba bži || ldam bus kha brygan ras kyis mgul ba dkri || lus dmar po dan kī li kī la dan || 'gro ldñi pa la sogs pas bryga bzlas te || dkyil 'khor 'khor yug tu ni gčag par bya || de nas byug spos bdug*

金製の瓶を準備できなければ、粘土製<sup>\*24</sup>で小さいサイズ<sup>\*25</sup>の瓶を金で覆うべきである。同様に<sup>\*26</sup>銀製の4つの瓶を乳液で満たして、[マンドラ内院の]四方位に安置すべきである<sup>\*27</sup>。

*spos la sogs dbul* || 「赤蓮華のような色で、黒ずんだ汚れがなく、[五]宝・[五]葉・[五]穀・香水で満たされ、そそぎ口が新芽のついた若枝で飾られ、首に布が結ばれた四つの瓶に対して、[それぞれ]身色の赤い尊格、キーリキーラ尊、ドラヴィダ尊などのマントラを108返念誦し、[それらの四瓶を]マンドラの周囲(四隅)に安置すべきである。それから塗香や焼香などを供えるべきである」という規定を確認できる。また、仏教文献ではないが、本経とほぼ同時代の成立が見込まれるBS所説の「プシュヤ沐浴」の規定には次のような記述を確認できる。BS Ch.47, vv.37-38: *tasyāḥ koneṣu dṛḥhān kalaśān sītāsūtraveṣṭitaḡrīvān / sakṣīravṛkṣapallavaphalāpīdhānān vyavasthāpya // puṣyaśnānavimīśreṇāpūṛṇān ambhasā saratnāṃś ca / puṣyaśnānadravyaṅy ādadyād gargatīni //* それ(沐浴の祭壇: *snānasya vedī*)の四隅に、頑丈で、首に白い紐が巻き付けられ、乳液と新芽や果実のついた若枝が入れられた瓶を安置し、[その瓶を]プシュヤ沐浴用に混合された水で満たして、宝石を入れて飾り、そして、ガルガによって[次のように]詠われたプシュヤ沐浴用の品々を安置すべし(Cf. 矢野・杉田 1995, p.204)。BSの当該箇所の記事にしたがえば、6世紀頃の王権儀礼では、上記の【不】と同様の瓶に関する規定が既に確立されていたと考えられる。

このような事情をふまえると、【不】に見られる独自の読みには、体系的に整備された密教儀礼を熟知していた不空が、瓶の内容物や飾りつけに関する細かい規定を補った可能性を指摘できる。

<sup>\*24</sup> 瓶の素材については、桜井 1996, p.387 (註 2) が指摘しているように、以下のような密教文献にも言及されている。まず、本経と比較的成立年代が近いと考えられる *Susiddhikara* には、*gser ram dñul lam zaiś kyī 'am || kham pa'i bum pa sar pa la || me tog rin chen 'bras bu rtswa || 'bru dañ spos kyī chus bkañ nas || mgul bar ras ni sar pas bcin || ldam bu sar pas kha brgyan te || ...* (D 195r5-6; P 257v3-4) 「金、銀、銅、あるいは粘土製の新しい瓶を、花、実、葉、[五]宝、[五]穀の入った香水で満たし、首に新しい布を結びつけて、新芽 [のついた若枝?] で注ぎ口を飾り、...」と規定されている。また、聖者流のマンドラ儀則として知られる *Guhyaśamājanāḡalopāyikāviṃśatīvidhi* を通じて、瓶の素材に関する規定をサンスクリット語で確認できる。 *sauvarṇaṃ rājataṃ cāpi tāmrāṃ mṛṇmayam eva vā / yathālabdhañ ca saṃgrhya sthāpayet kalaśaṃ vratī //* (p.656, [5] v.5) 「金製、銀製、銅製、あるいは粘土製の、得られた限りの瓶を摂受し、誓戒を保持する者が安置すべし」。

<sup>\*25</sup> *Hi* を含めたチベット語訳諸本の当該箇所には何らかの混乱があったと思われる。現段階では、【失】の読み(如無金瓶以小瓦瓶帖金亦得 p.667b17)に依拠して、*Hi* の本来の読み (*chu du'i*) に対し、*chuñ nu'i* と読むことを提案した上で「小さいサイズの瓶」と解釈しておきたい。なお、【善】【不】は、金製の瓶を準備できない場合の瓶のサイズに関して言及していない。

<sup>\*26</sup> *Hi* の「同様に (*de bñin du*)」には、前述の金製の場合と同様に、銀製の瓶を用意できない場合は、小さいサイズの粘土製の瓶を銀で覆って代替すべきことも含意されているか。一方、*Tib* (*de lta bu'i snod mi 'dzag par 'o mas gañ bar byas nas phyogs bñir gñag par bya'o*) は、他の類本には見られない独自の読みを示している。まず、当該箇所の冒頭部分は、*de lta bu* で直前の内容を受けて「そのような(小さいサイズで、金で覆った粘土製の)瓶」と解釈できる。次に、*mi 'dzag par* (*Hi* には確認できない語)については、副詞として *gañ ba* にかけて「滴らないように(?) / 漏れないように(?) 乳液で満たしてから」と訳出できるだろう。しかし、このような *Tib* の読みに基づいて当該箇所全体の趣意を整理すれば、純金製の瓶の場合には香水を満ちて、マンドラ内院の四隅(四維)に安置し、純金製の瓶を用意できない場合には、小さいサイズで、金で覆った粘土製の瓶で代替し、それを乳液で満たしてから、マンドラ内院の四隅ではなく、四方位に安置することになり、全体として不自然な規定となる。

<sup>\*27</sup> 以上、マンドラ内院に安置される瓶の規定は、諸本間に相違を確認できるため、以下に整理してお

## マンダラ内院の三門に配置される三天女

マンダラ内院の右の門(南門)<sup>\*28</sup>に、あらゆる飾りで飾られた吉祥なる大天女<sup>\*29</sup>を安置すべきである。左(北門)に、大天女であるシャンキニー<sup>\*30</sup>を安置すべきである。中央の門(西門)に、八臂で種々の武器を持ち、あらゆる飾りで飾られている金剛女使<sup>\*31</sup>を安置すべきである。

## 種々の供養やバリに関する規定

青色の繪幡を垂れ下げて<sup>\*32</sup>、種々の食べ物や飲み物<sup>\*33</sup>を資力に応じてマンダラ内院の

くことにしたい。まず、Hi の読みに基づく規定は、金製の瓶は香水を満たして、マンダラ内院の四隅に安置し、銀製の瓶は乳液を満たして、マンダラ内院の四方位に安置する。ただし、金製や銀製の瓶を用意できない場合には、小さいサイズの粘土製の瓶に金あるいは銀を塗って代替すると示している。次に、Tib の読みに基づく規定は、金製の瓶に香水を満たして、マンダラ内院の四隅に安置する。ただし、金製の瓶を用意できない場合には、小さいサイズで、金で覆った粘土製の瓶で代替し、乳液で満たしてマンダラ内院の四方位に安置すると示している(前訳註 26 を参照)。

一方、両漢訳に目を向けると、【菩】は「四角各置一金銀瓶、或無金瓶、瓦瓶金塗、中盛満香水、及安妙花、銀瓶無者、亦應如是満中盛乳」であり、趣意を取れば、マンダラ内院の四隅に金製と銀製の瓶を一瓶ずつ安置する。金製の瓶には香水を入れて美しい花を挿し、銀製の瓶には乳液を入れる。ただし、金製や銀製の瓶が無い場合は、金や銀を塗った粘土製の瓶で代替可能であると示している。また、【不】は「以四金瓶満盛香水、於瓶中著七寶及諸香藥五穀。於瓶口挿時花有果枝條、以繪帛繫瓶頂、置壇四角。又以四銀瓶満盛乳、安大壇四隅、若無金銀瓶、以金銀塗瓶替之」であり、趣意を取れば、金製の瓶には、香水や種々の内容物を入れ、飾りをつけて、マンダラ内院の四隅に安置する。銀製の瓶には、乳液を入れてマンダラ外院の四隅に安置する。ただし、【菩】と同様に、金製や銀製の瓶が無い場合は、金や銀を塗った瓶で代替可能であると示している。

以上のように、当該箇所<sup>3</sup>の瓶に関する規定は、Hi【菩】【不】の3本が同一系統の読みを有しているのに対し、Tib は独立した読みを有しているといえる。

<sup>\*28</sup> 以下では、マンダラ上部が東である(行者が東面する)ことを前提として、マンダラの方位が上下左右で示されている(このことに関する詳細は、田中 1987, pp.57-59; p.72-74 を参照)。なお、Tib は「マンダラの右辺に(*dkyil 'khor gyi g-yas logs su*)」という曖昧な記述であり、【菩】は「於小壇東門内南邊」、【不】は「於中壇南門中」と示している。諸本間にいくつかの相違を確認できるものの、Hi と【不】の読みは一致している。

<sup>\*29</sup> 吉祥なる大天女に対応する心呪の印契は以下の通り。Ms 1730 (fol.56r), 1-2: om vipulāgravati sambhara hūm-// śriyā mahādevyā mudrā grahetavyā-// 「オーン 広大にして最上[の福德]を伴う天女よ、寄せ集めよ、フーン。吉祥なる大天女の印が獲得されるべきである(graheṭavyā)に関する解釈は訳註 20 を参照)。」

<sup>\*30</sup> シャンキニーに対応する心呪の印契は以下の通り。Ms 1730 (fol. 56r), 2-3: om damṣṭrīṇi visara hūm-// tarjanimudrā śaṃkhīṇi // 「オーン 牙を有する天女よ、拡散せよ、フーン。シャンキニーの折克印である。」

<sup>\*31</sup> 金剛女使に対応する心呪の印契は以下の通り。Ms 1730 (fol.56r), 3: om āgamaya dhīram ucāṭṭa hāsini hūm dūṭimudrā baddhitavyāḥ // 「オーン 待機せよ、[敵対者を]確実に追い払え(uccāṭṭa?), 笑う女尊よ、フーン。女使の印が結ばれるべきである(baddhitavyā)。」

<sup>\*32</sup> 当該箇所<sup>3</sup>の Hi の読みには何らかの混乱があるため、Tib の読み(*dar snon po 'phyan ba*)や「於小壇上懸種種幡蓋」【菩】、「上懸青繪幡」【不】に依拠して訳出した。

<sup>\*33</sup> 当該箇所は「於中壇四邊、香花飲食隨力供養」【不】に依拠して、様々な供物、特に食べ物や飲み物

四辺に安置すべきである。満たされた4つの瓶<sup>\*34</sup>、32個の灯明、種々の花など<sup>\*35</sup>を安置すべきである。仏世尊の前に、金製の香炉<sup>\*36</sup>を安置し、トゥルシュカ香(蘇合香: \**tuṛuṣka*)を焚くべきである。マンドラ内院[のその他の各尊格の前]に銀製の香炉をそれぞれ安置すべきであり、金剛手に対しては、グッグル香(安息香: \**guggulu*)<sup>\*37</sup>を、摩尼金剛に対しては、トゥルシュカ香(蘇合香)を<sup>\*38</sup>、四大王<sup>\*39</sup>に対しては、クンドゥル香(薰陸香: \**kunduru*)<sup>\*40</sup>とカーカビージャカ香(?)(\**kākabijaka*?)<sup>\*41</sup>とサルジャラサ香(薩闍羅娑香/白膠香: \**sarjarasa*)<sup>\*42</sup>を、吉祥なる大天女に対しては、白檀香を、シャンキニーに対しては、グッグル香(安息香)を、女使に対しては、シャツラキー香(薩羅計香/青膠香: \**sallakī*)<sup>\*43</sup>を焚くべきである。バリもまた各々に与えるべし。<sup>\*44</sup>

### 3. マンドラ外院に関する規定

#### マンドラ外院の四門に配置される四尊

を指していると解釈しておく。なお、【不】に確認できる「隨力」は、Hiにおける *ci 'byor pa* に対応する。

<sup>\*34</sup> Hi および Tib には、何かで満たされた4つの瓶を安置することが示されているが、その内容物は不明である。両漢訳にも対応箇所は見当たらない。

<sup>\*35</sup> Tib には '*bras bu* の語も確認でき、この Tib の読みは両漢訳の読み「種種花果」と一致している。

<sup>\*36</sup> 【菩】【不】がいずれも「香爐」と訳していること、そして当該箇所直後において、全ての類本がトゥルシュカ香(蘇合香)を焚く規定を示していることにもとづいて、Hi の読み (*dri chu snod*) を「香炉(\**gandhaghaṭikā*?)」と解釈しておく。

<sup>\*37</sup> Hi は *gu gul*、【不】は「安息香」と示しているが、Tib は、香の種類を具体的に示していない。なお、【菩】も「安悉香」と示しているが、どの尊格に対する焼香供養なのかを明示していない。

<sup>\*38</sup> Hi および【菩】【不】は、トゥルシュカ香(蘇合香)で一致しているが、Tib は、トゥルシュカ香および梅檀香と示している。

<sup>\*39</sup> Tib は、「大王」を音写語 (*ma hā rā jā*) で示し、さらに、この音写語と直後の香の種類を示す語とを *dan* でつなぎ、並列的に翻訳している。当該箇所の Tib の読みには、何らかの混乱があったと思われる。

<sup>\*40</sup> Hi が *ce pog* と訳出しているのに対し、Tib は *kun du ru* と音写している。また漢訳は、薰陸香【菩】、薰陸【不】である。

<sup>\*41</sup> 当該箇所は、Tib の *kā ka bī dza* という音写語に依拠して訳出したが、その詳細は不明である。また、【菩】は対応語を欠いており、【不】は蘇合(トゥルシュカ香)と示していて、諸本間に相違を確認できる。

<sup>\*42</sup> Hi は *sra rtsi pog*、Tib は *spos dkar* とそれぞれ訳しているが、いずれも \**sarjarasa* の訳語と考えられる。また【菩】は「薩闍羅娑香<白膠香也>」、【不】は「白膠香」と示している。

<sup>\*43</sup> 金本・伊藤 2007(表2, no.120)を参照。なお、【菩】は「薩羅計香<青膠香也>」、【不】は「薩羅計香<足青膠香>」と示している。

<sup>\*44</sup> Tib の §2 末尾 (§2: 2.23-24) には、*dkyil 'khor gyi sn̄in po'i bya ba'o ll* 「[以上が] マンドラ内院に関する事業である」という一文を確認できる(他の類本には確認できない)。この一文に関する考察は、大塚 2022 (p.73) を参照。

マンダラ内院の領域の外の層に、吉祥な四門が設置される部分として割り当てて<sup>\*45</sup>、壮麗で吉祥標を伴う四門を立てるべきであり、東の門に七人の子供を伴うハーリーティー<sup>\*46</sup>、南の門にシヴァ神<sup>\*47</sup>、西の門にヤクシニーであるプシュパダンティー<sup>\*48</sup>、北の門に七人の女性を伴うピーマー天女<sup>\*49</sup>を配すべし。

## 結界・種々の供養やバリに関する規定

<sup>\*45</sup> Hi の当該箇所には、何らかの混乱があったと思われるが(テキスト当該箇所の脚注を参照)、その読み (*śāin po'i dkyil 'khor gyi 'khor yug gi phyi rim la sgo bāi byin du nam par phyē zīi*) からは、マンダラ内院を取り囲む外周部(外院)に四門を設置する規定が示されていると解釈できる。一方、Tib の当該箇所は、Hi のような込み入った表現を用いることなく、簡潔に、マンダラ外院に四門を設置することを規定している。なお、【菩】【不】の読みは、いずれもマンダラ内院の四門の外に吉祥標門を立てると規定している。

<sup>\*46</sup> Tib (*khyab 'jug 'khor dan bcas pa*) は「眷属を伴うヴィシュヌ神」と示している。一方、【菩】(東門外畫鬼子母神。有七鬼子圍繞)および【不】(其大壇東門中畫訶利帝母。七子圍繞)は、Hi と同様の読みを示している。推測の域を出ないが、Tib の読み (*khyab 'jug*) には、hari と hārītō との間で混乱のあった可能性が考えられる。

<sup>\*47</sup> 諸本の読みは一致しているが、南門のみ男性尊であるのは少々不自然か。

<sup>\*48</sup> 【菩】【不】はいずれも「花鬘羅刹女」と示している。

<sup>\*49</sup> ピーマーの形容句には、諸本間で相違を確認できる。まず、Hi の読み (*lha mo 'jigs byed ma mgo sgyur ba bud med bdun gyi 'khor dan bcas pa*) について、ピーマーの形容句と思われる *mgo sgyur ba* は不明であるが、後部の *bud med bdun gyi 'khor dan bcas pa* より、ピーマーが七人の女性衆を伴うと解釈できる。次に、Tib の読み (*'jigs byed ma zēs bya ba'i lha mo no tsha dan bcas pa bya ste/ na chuñ bdun dan bcas pa*) からは、ピーマーが純潔であり、七人の若い女性を伴う天女であると読み取れる。一方、両漢訳については、【菩】が「毘摩天女。有七姪女圍繞」、【不】が「毘摩天女。顔貌美麗有七姪女圍繞」である。いずれの読みも、ピーマーが七人の女性衆を伴う点は一致しているが、ピーマーの容姿やその他の特徴については一致していない。Bhīmā という尊格名からは、怖ろしい姿の尊容を想定させるが、そのような尊容を明確に示す規定は確認できず、むしろ、【不】は「美麗」と示している。

なお、本経と同じく、サンスクリット語ギルギット写本が確認されている *Sarvatathāgatādhiṣṭhāna-sattvāvalokanabuddhakṣetrasandarśanavyūha* では、Anopamā mahāyākṣiṇī, Śāṅkhinī mahādevī, Bhīmā mahādevī の三女尊が登場し、各女尊があらゆる目的や願望を成就する呪句とそれに伴う儀礼を説示する。そこで示される Bhīmā の呪句は以下の通り。 om mahādevi bhīme bhīmate jaye jayāvāhe yaśajave tejajave vyākaraṇaprāpte sarvasattvāvalokane kṛpatejabahule tathāgatānujñātam pālaya smara pratijñām buddhādhiṣṭhānena dehi me varam siddhiṃ kuru devi mahādevi satyavacanadevi bhīme satyavacanapratīṣṭhite guhyaniṣāni svāhā || (p.229, §87) 「オーン 偉大な天女よ、ピーマーよ、恐怖を伴う者よ、勝者よ、勝利をもたらす者よ、繁栄を速やかに [もたらす] 者よ、焰光を速やかに [もたらす] 者よ、授記を獲得した者よ、一切有情を観察する者よ、憐愍と威力に富む者よ、如来による教令を保持したまえ、誓約を憶念したまえ、仏の加持によって私の願いを叶えたまえ、悉地を与えたまえ、天女よ、偉大な天女よ、真実語 [を伴う] 天女よ、ピーマーよ、真実語によって確立された者よ、秘密の中に住する者よ、スヴァーハー」。この呪句を参照する限り、bhīmate (恐怖を伴う者) という語はあるものの、呪句全体から読み取れるのは、ピーマーが、行者の願いを叶え、悉地をもたらす女尊ということであり、ピーマーの容姿や尊容に関する具体的な記述を確認できない。

次に、32の箭<sup>\*50</sup>を[マンドラの]周囲をめぐって挿し込み、五色の紐(五色線)が等しくめぐらされた四隅を五色の幡で普く飾ってから<sup>\*51</sup>、種々の花をふりまいて、バリにもまた種々の花を散りばめる<sup>\*52</sup>。種々の飲食と7種の食物<sup>\*53</sup>を安置すべし。32個の

<sup>\*50</sup> Hi は *mda'*, Tib は *phur bu* であり、漢訳はいずれも「箭」である。当該箇所は結界を規定する内容であり、他の初期密教文献、たとえば MMK や APK などにも同様の規定を確認できる (Cf. 森 1992, 1.2), MMK<sup>S</sup> p.37, 22: *caturdikṣu catvāraḥ khadirakīlakāṃ nikhānet* / 「四方位に4本の (Cf. BHS<sub>1</sub> 19.16.) カディラ樹で作られたキーラを挿し込むべし」; APK (密教聖典研究会 1998) 3v5: *pañcaraṅgikasūtram ekaviṅśatīvārān pariṅjāpya caturṣu khadirakīlakeṣu baddhvā caturdiśān nikhantavyā mahāsimābandhā bhavanti* / 「五色の紐に21回[マントラを]唱えて、4本のカディラ樹で作られたキーラに結び、四方位に挿し込むべきであり、そうすれば偉大な結界となる(趣意)」とあり、文献間に相違はあるが、四方や四隅、あるいはそれら全ての八方にキーラを打つことが初期密教文献における一般的な規定と考えられる。したがって、当該の「32の箭」は、初期密教文献に確認される一般的な規定と比較すると、非常に多い数であり、それぞれをどのように差し込むかは不明である。当該箇所以降においても、しばしば32個の瓶や器を準備することが規定されていることを考慮すると、マンドラに配される尊格の数との関係があるのかもしれないが、両者の数は合致しない。現段階では明確なことはわからないが、本経において32という数字が何か重要な意味を持っていると思われる。

<sup>\*51</sup> 当該箇所の Tib の読みは「五色の紐で[32の各々の]箭を結び (*kha dog lia'i skud pas phur bu bcin no* ||)、四隅を五色の幡で等しく飾る (*zur b'cir mñam par kha dog lia'i ba dan gyis brgyan no* ||)」と解釈できる。

一方、漢訳は「於壇四邊上挿畫三十二箭。其一一箭各畫懸五色彩帛纏之。壇四面懸五色幡【善】、於壇上四邊挿三十二隻箭。其一一箭以五色加持線纏。周圍圍遶。於線上懸五色小幡以爲莊嚴【不】であり、いずれも、32の各箭を五色線でつなぎ合わせてめぐらすことを規定している。ただし、五色の幡を懸ける場所については、【善】がマンドラ外院の四面、【不】がマンドラ外院にめぐらされた五色線と規定している。

<sup>\*52</sup> 当該箇所の Tib の読みは「種々のバリと花を整然と均一に献ずるべし (*gtor ma dan | me tog sna tshogs rnam ma 'khrugs pa mñam par bya'o* ||)」と解釈できるか。一方、両漢訳の読みには、当該箇所以降に示される種々の供養やバリをマンドラ外院の外周部に捧げることを明確に規定する語句(「於大壇外」【善】; 「於大壇外食界道上」【不】)を確認できる。

<sup>\*53</sup> 当該箇所の Tib の読みは「種々の液汁が入った7つの器を安置する (*bcud sna tshogs 'phrog pa'i snod bdun g'zag go* ||)」である。一方、両漢訳の対応箇所は、【善】が「應作七種油餅」、【不】が「種種味飲食種種果七種油餅」であり、いずれも Hi の読みに見られる *bza' ba* を「油餅」と訳出していることがわかる。

器<sup>\*54</sup>、32個の満たされた瓶<sup>\*55</sup>、32個の香炉<sup>\*56</sup>、108個の灯明、108個の花鬘<sup>\*57</sup>、種々の粉末状の塗香<sup>\*58</sup>、種々の焼香<sup>\*59</sup>を用意すべきであり、[すなわち]クンドゥル香、グッグル香、スプリッカー香(苜蓿香)<sup>\*60</sup>、栴檀香、沈香、タガラ香<sup>\*61</sup>、トゥルシユカ香、シャツラキー香、5種の粉砂糖香<sup>\*62</sup>を焚き<sup>\*63</sup>、また龍腦香、麝香、サフラン香、紫檀香[の塗香]<sup>\*64</sup>であり、それらの香<sup>\*65</sup>をかかたの全ての尊格たちに対して、各々<sup>\*66</sup>塗り付けるべきである。また各尊それぞれの香<sup>\*67</sup>によって焼香すべきである。

<sup>\*54</sup> Tib はこの規定を欠いているか、漢訳は、それぞれ「三十二淨水盆」【菩】、「三十二椀」【不】が対応する訳語であろう。

<sup>\*55</sup> Hi の「満たされた瓶 (*bkañ ba'i snod*) という語は、何で満たされているのかは不明である。一方、Tib は「粘土製の瓶 (*rdza'i snod*)」と示しており、諸類本にはない材質に関する規定を示している。漢訳は、それぞれ「三十二淨水瓶」【菩】、「三十二瓶」【不】が対応する訳語であろう。

<sup>\*56</sup> Hi はこの規定を欠いているため、Tib に依拠して訳出しておく。ただし、Tib には、当該箇所直前にも「32個の粉末香(?)の器 (*phyé ma'i snod sum cu rtsa gñis*)」という語を確認できる。また両漢訳はいずれも「三十二香爐」で一致している(この点については Tib と一致している)が、Tib の *phyé ma'i snod sum cu rtsa gñis* に対応する訳語は確認できない。

<sup>\*57</sup> 【不】には対応箇所が見当たらない。

<sup>\*58</sup> 当該箇所の Tib は「塗香で満たされた種々の[器]を安置すべし (*dri yis garñ ba sna tshogs gźag par bya'o*)」であり、漢訳の対応箇所は、それぞれ「散種種~~々~~香」【菩】、「種種末香」【不】である。

<sup>\*59</sup> 当該箇所の Tib は「種々のクンドゥル香? / クンドゥルなどの種々の香? を焚く (*bdug pa dan kun du ru sna tshogs sreg gol*)」であり、漢訳の対応箇所は、それぞれ「然種種香」【菩】、「種種焼香」【不】である。なお、Tib は、他の諸類本に確認できる、当該箇所以降の香料やバリに関する規定を全て欠いている。

<sup>\*60</sup> Cf. 「悉必栗迦香苜蓿」【菩】；「必要迦苜蓿香」【不】。なお、本経と同様に初期密教文献に位置づけられる以下の文献には、当該の香の原語と考えられる語を確認できる。APK (密教聖典研究会 2000) 31v4: *etā agni prajvālyā kuryāt homakarmāṇi / lājācandanacūrṇaṇ ca agaraturuṣkādaya kunduru-saturuṣka caiva sprkkāgandhamāṃsīpriyaṅgu etā samāhṛtya ekatram abhiyojayaṃ / ; MP<sub>II</sub> [47] v.7: dhūpanaṃ candanaṃ caiva sprkkāgaru tathaiva ca | pañcaśarkarās turuṣkā ca dātavyāni vidhānātaḥ ||*

<sup>\*61</sup> Cf. 多伽羅 < 杜藍藥也 > 【菩】；多~~羅~~羅香 【不】。

<sup>\*62</sup> Cf. 五味香 【菩】；五石蜜香 【不】。なお、MP<sub>II</sub> [47] v.7 (Cf. 訳註 60) には、*pañcaśarkarā* という語を確認でき、これが当該の香の原語と考えられる。

<sup>\*63</sup> Hi に確認できる *bdugs pa* は、【不】(テキスト 3.50)における「應焼」に対応する語であろう。この両者の読みは、当該箇所までに列挙された香が焼香用の香の名称であることを示唆していると考えられる。

<sup>\*64</sup> Cf. 龍腦香麝香麝金紫檀等香 【菩】；龍腦香麝香麝金紫檀白檀等 【不】。当該箇所の直後に「それらの香を各尊格に塗り付ける (*byug pa*)」という規定を確認できることから、当該箇所に列挙されている香は、塗香用の香の名称として解釈しておく。

<sup>\*65</sup> この *'di dag* は、直前の *ga bur* (龍腦香) から *tsan dan dmar po* (紫檀香) までを指すと解釈しておく。Cf. 訳註 63, 64。

<sup>\*66</sup> §2 末尾に示される、マンダラ内院に配される各尊への焼香の規定では、各尊格ごとに焼香の香料が決められていたことから、当該箇所の塗香も、おそらく各尊格ごとに香料が定められていると思われるが、当該箇所の記述ではそこまで読み取ることができない。

<sup>\*67</sup> 訳註 66 と同様に、当該箇所の焼香に用いる香料は、おそらく各尊格ごとに定められていると思われる。



バリの作法は[以下の通りである]。ヨーグルト、生乳、粗糖水、粉砂糖水によって8瓶ずつ満たされるべきである\*68。乳粥、雑穀粥、米飯、ラッドウ(菓子)、米粥によって8器ずつ満たされるべきである\*69。\*7032枚の皿\*71が満たされるべきであり、[すなわち]胡麻油で満たされた4皿、液状バターで満たされた4皿\*72、粗糖の団子\*73で満たされた4皿、胡麻で満たされた4皿、果実で満たされた4皿、7種の種子で満たされた4皿、[また]種々のバリが厭じられるべきであり\*74、[すなわち]具の包まれた食

が、当該箇所の記事ではそこまで読み取ることはできない。

\*68 Cf. 復以乳酪沙糖水各盛以八瓶【苦】；次應獻食飲乳酪沙糖水石蜜水、各盛八瓶【不】。

\*69 Cf. 復以乳粥所謂雜米菘豆胡麻牛酥相和作粥八椀、即是糲米飯歡喜團所謂少糖雜米麩和蜜漿作之各有八盆【苦】；乳粥八椀、又以粳米菘豆油麻相和作粥八椀、粳米飯歡喜團各八椀、又粳米粥八椀【不】。

\*70 以下は主に Skt に依拠して訳出した。

\*71 当該の32枚の皿に準備される供物の具体的な内容が当該箇所以降に示されていると考えられるが、実際に示されているのは「胡麻油」から「7種の種子」までの計6品目を4皿ずつ用意するという規定であり、合計32皿とならない。なお、Hi は ghr̥ta を欠く(Cf. 訳註72)5品目、【苦】は「復盛四瓦椀油四瓦椀酥四瓦椀沙糖四瓦椀油麻四瓦椀菓子四瓦椀七種穀子」という6品目、【不】は「復盛油四瓦椀酥四瓦椀沙糖四椀石蜜四椀油麻四椀菓子四椀七種穀子四椀」という7品目である。なお、【失】(p.667c24-27)は「四椀盛胡麻油四椀盛好酥四椀盛菓子石蜜其顆渾盛四椀盛石蜜漿四椀盛胡麻米四椀盛諸果四椀盛七種穀麥四椀盛蜜及種種齋食胡餅乳等等食」(最後の「四椀盛蜜及種種齋食胡餅乳等等食」は Skt の nānābaliḥ kartavyaḥ に対応する訳語か)という8品目を示している。

\*72 Hi はこの ghr̥ta に対応する品目を欠いている。

\*73 当該箇所に対応する【不】の読みは「沙糖四椀石蜜四椀」である。

\*74 Skt の nānābaliḥ kartavyaḥ は、直後に列挙される bhakṣyaवेष्टितका や pūpa などの具体的な品目を示すための導入句として解釈しておく。当該セクションにおいて、各規定は、抽象的内容 → 具体的品目の文脈(たとえば、当該箇所直前では、32枚の皿の用意の指示 → 各皿に用意する品目の規定、という文脈)で説示されていることから、当該箇所も「その他の種々のバリ」→「具体的な品目」という文脈で解釈した方が自然であろう。両漢訳もこの解釈で訳出している(Cf. 「作種種食散於壇外、所謂...」【苦】；「應以種種飲食供養、所謂...」【不】)。一方、Hi は、... sa bon sna bdun gyi bkañ ba bžin gtor ma sna tshogs su bya'o || と訳出しており、Skt の nānābaliḥ kartavyaḥ を、直前に列挙された4皿ずつ用意すべき具体的品目の全てを受けするように訳出している。

べ物<sup>\*75</sup>、チャパティ<sup>\*76</sup>、mudga 豆入りチャパティ<sup>\*77</sup>、胡麻入りチャパティ<sup>\*78</sup>、塩をまぶしたアショーカーヴァルティカー?<sup>\*79</sup>、液状バター入りチャパティ?<sup>\*80</sup>、粗糖入りチャパティであり、全てのバリが適切に作られて配置されるべきであり、得られる限り [のバリが献じられるべきである] と知るべし。

<sup>\*75</sup> 当該複合語の前部について、bhakṣyaṣṭitakapūpa で一品目なのか、bhakṣyaṣṭitaka と pūpa という二品目なのかは不明である。Hi は、bhakṣyaṣṭitaka を *nañ tṣhañs chan*, pūpa を *snun khur* と訳出しているが、当該箇所が続く *dai* の位置を考慮すると、bhakṣyaṣṭitakapūpa で一品目と読んでいるかもしれない。一方、漢訳は、【菩】が「餛飩餅」と「煎餅」、【不】が「天竺餅」と「煎餅」と訳出していることから、両漢訳は二品目として読んでいる。現段階では、両漢訳の読み可依拠し、bhakṣyaṣṭitaka と pūpa という二品目として解釈しておく。また、bhakṣyaṣṭitaka については、*ṣṣṭita* (包まれた) というサンスクリット語の意味と対応する【菩】の「餛飩餅」という訳語に基づき、「具の包まれた食べ物」と訳出した。

<sup>\*76</sup> 以下、種々の pūpa が列挙されるが、ここで示される pūpa とは、儀礼文献においてしばしば言及される apūpa を指していると考えてよいだろう。Nishimura 2011, p.11 によれば、古代インドの祭式文献において、apūpa は、玄米や玄麦で作られたパンケーキであり、puroḍāsa (永ノ尾 1984, 3.5. によれば、脱穀された玄米や玄麦の穀粉を水を加えて練り、素焼きの皿の上に広げて上下から火を加えて焼いたもの) と同類だが、puroḍāsa が供物として扱われるのに対し、apūpa は日常的な食べ物として扱われるようである。なお、両漢訳は pūpa を「煎餅」と訳出している (Cf. 訳註 80)。

<sup>\*77</sup> Cf. 「小豆煎餅所謂蒸豆末和糖桃漿作之」【菩】、「菘豆餅」【不】

<sup>\*78</sup> Cf. 「油麻煎餅」【菩】、「油麻煎餅」【不】

<sup>\*79</sup> aśokavartikālāvaṇa の詳細は不明であるが、Hi は、*śiñ mya ñan 'tṣhai gyi lo ma'i dbyisñ lta bu* 「アショーカー樹の葉の形をしたようなもの?」と訳出している。一方、両漢訳は、【菩】が「無憂妙味餅」という 1 種の餅として解釈しているのに対し、【不】が「無憂餅妙味餅」と示し、「無憂餅」と「妙味餅」という 2 種の餅として解釈している。

なお、MMK 第 2 章においても同様のバリ供養の規定を確認できる。MMK<sup>S</sup> p.48, 4-8: *evam puṣpadhūpagandhapradīpaiḥ nivedyāṃś ca pūrvanirdiṣṭenaiva karmanā nivedya(nivedyaḥ / MMK<sup>S</sup>)*, *sarveṣāṃ sarvataḥ anupūrveṇaiva kuryāt / pradīpagrahaṇenaiva dhṛtadīpam dadyāt / sarvebhyāḥ āryānāryebhyaḥ nivedyagrahaṇena śālyodanaṃ dadhnopeṭaṃ madhupāyasaviṣeṣaviṣeṣyoparacitaghṛtapaṅkākāpūpān aśokavartikhaṅḍakhādyaḥ sarvaṃ tathāgatebhyo niryātaḥ* / 「同様に、花・焼香・塗香・灯明と共に諸々の食べ物の供物を前述した方法と同じ作法によって告げて、[マングラ上の] 全ての尊格に欠けることなく順番に捧げるべし。灯明を手に取り、保持された灯明を捧げるべし。全ての聖者や非聖者より食べ物の供物を受け取るにより、ヨーグルトと混ぜた米粥、蜜を混ぜた特別な乳粥や特別に準備した液状バターで作られたチャパティ、砂糖をまぶしたアショーカーヴァルティという食べ物?などの全てを諸如来に対して届けるべし」とある。MMK 当該箇所における aśokavartikhaṅḍakhādyaḥ の詳細も不明だが、本経と同様の文脈において、aśokavartī という aśokavartikā と同一のバリと考えられるものの名を確認できる。

以上より、現段階では、aśokavartikā は、バリの一種として捧げられる食べ物であり、それに塩や砂糖などをまぶす場合があると解釈しておく。

<sup>\*80</sup> Skt の読み (ghṛtagarjakaṃ) には何らかの混乱があった可能性があり、詳細はわからない。Hi は、*snun khur kha ra can* と示しており、粉砂糖入りチャパティ?と訳出している。一方、【菩】【不】は「酥餅」で一致しており、液状バター入りチャパティと訳出している。いずれも、当該の品目を pūpa (=apūpa) の一種として訳出しているが、現行の Skt の読み (ghṛtagarjakaṃ) からはそのように解釈することは困難であろう。

#### 4. アビシェーカに関する規定

マンダラを適切に準備して\*<sup>81</sup>, それから [マンダラの] 入口の門に\*<sup>82</sup>行き, [香] 水で満たされた二つの瓶を安置し, そして, 得られるだけのバリを安置し\*<sup>83</sup>, 引入儀則の通りになすべし. 次に, [儀礼対象者による]\*<sup>84</sup>このマントラの唱誦とともに, [儀礼執行者は] 水を灌いで [儀礼対象者をマンダラに] 入れるべし.

オーン 摩尼を廣大にすばらしく安立する者よ, 成就せる者よ, あらゆる如来によるアビシェーカによって私に\*<sup>85</sup>灌ぎたまえ, もたらせ, もたらせ, よくもたらせ, フーンフーン.

すると, 灌がれるや否や, [儀礼対象者の] あらゆる罪障や前生において生じた業障

\*<sup>81</sup> Skt の *maṇḍalakaṃ suracitaṃ kṛtvā* に対応するのは Hi (*dkyil 'khor śin tu legs par byas nas* |) のみである.

\*<sup>82</sup> Ms は判読しにくい, *praveśadvāreṇa* と読める. 一方, Hi (*'jug pa'i sgor*) は, *praveśadvāra* を廻格として訳出している. 現段階では, Hi の読みに基づいて *praveśadvāre* と読み, 当該箇所の規定については, マンダラの入口の門に行き, その門の両側に香水で満たされた二つの瓶を安置する (Cf. 門両邊香水瓶【善】; 兩邊置香水二瓶【不】) と解釈しておく.

\*<sup>83</sup> Skt の *yathālābhaṃ ca baliṃ sthāpya* に対応するのは Tib の読み (*ji ltar rñed pa'i gtor ma byin nas*) のみである.

\*<sup>84</sup> 当該箇所は主語が明確でなく, また各所作の規定が儀礼執行者に対するものなのか, あるいは儀礼対象者に対するものなのかが不明瞭である. 直後に示されるマントラの中の *mām* を儀礼対象者と解釈せざるをえないことから (Cf. 訳註 85), マントラの唱誦者を儀礼対象者と解釈して訳出しておく. なお, 【不】のみが, この儀礼対象者を「弟子」として明示している. 【不】以外の諸本に, *śiṣya* などの弟子を意味するサンスクリット語およびその訳語を確認できないため, 【不】に確認できる「弟子」は, 訳者によって補われた語であろう.

\*<sup>85</sup> 文脈を考慮すると, この「私に (*mām*)」は儀礼対象者を指すと解釈すべきであろう. したがって, 当該のマントラは儀礼対象者が唱誦するものと考えられる.

が\*86浄化される。\*87あらゆる仏によって摂受され、あらゆる如来によって加持され\*88、あらゆる如来によって灌がれ、あらゆる如来によって激励される。また、あらゆる悉地が現前し\*89、思惟したり望むことがまさにそのままに実現する。あらゆる如来の三

\*86 Tib は、当該箇所を示されている、アピシェーカによって儀礼対照者にもたらされる殊勝な悉地や徳性に関する記述の前半部分を欠いている。なお、pūrvajanmasamjāta について、Hi は karmāvaraṇa のみにかけて訳出し、【不】は sarvapāpāvaraṇa と karmāvaraṇa の両方にかけて訳出している。

\*87 本経の以下の記述は、次のような主要な大乘仏教経典との密接な関連を指摘できる。

*Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā* p.110, 31 – p.111, 12: ye cainām prajñāpāramitām kulaputrāḥ kuladuhitaraś codgrahīṣyanti dhārayiṣyanti vācayiṣyanti paryavāpsyanti pravartayiṣyanti deśayiṣyanti upadekṣyanti uddekṣyanti svādhyāsyanti ca, tathatvāya śikṣiṣyante, tathatvāya pratīpasyante, tathatvāya yogam āpasyante, **tāṃs ca te buddhā bhagavantaḥ samanvāhariṣyanti parigrahiṣyanti ca** / na hi śāriputra buddhasamanvāhṛtānām buddhapariḡrhitānām ca kulaputrāṇām kuladuhitṛṇām ca śakyam antarāyaṃ kartum // evam ukte āyusmān śāriputro bhagavantam etad avocāt — ye 'pi te bhagavan bodhisattvā mahāsattvā imāṃ gambhīrām prajñāpāramitām śroṣyanti udgrahiṣyanti dhārayiṣyanti 《中略》 tathatvāya pratīpasyante, tathatvāya yogam āpasyante, **sarve te bhagavan buddhānubhāvena buddhādhiṣṭhānena buddhapariḡraheṇa ca** imāṃ prajñāpāramitām śroṣyanti udgrahiṣyanti dhārayiṣyanti 《中略》 tathatvāya pratīpasyante, tathatvāya yogam āpasyante, **evam ca sampādāyiṣyanti** // “またこの知恵の完成を習い、覚え、唱え、理解し、宣布し、説き、述べ、教示し、読誦し、真相に向かって学び、真相に向かって修行し、真相に向かって努力するであろう良家の男子や女子たちに、諸仏世尊は心を注がれ、彼らを撰取されるだろう。シャーリプトラよ、ブツダの心に思われ、ブツダによって撰取された良家の男子や女子たちに対して障害をなすことはできないのである”【世尊は】このように言われて、シャーリプトラ長老は世尊に次のように申し上げた。“世尊よ、この深い意味のある知恵の完成を聞き、習い、覚え、《中略》真相に向かって修行し、真相に向かって努力するであろう全ての菩薩大士は、世尊よ、ブツダの威神力の助けによって、ブツダの支持力によって、ブツダの撰取によって、この知恵の完成を聞き、習い、覚え、《中略》真相に向かって修行し、真相に向かって努力するでありましようし、このようにして【その目的を】完成させるでありましよう”(Cf. 梶山雄一訳『大乘仏典 2: 八千頌般若経』中央公論新社 2001, pp.274–275)。

*Sukhāvāṭīvyūha* p.92, 19 – p.93, 4: tat kiṃ manyase śāriputra kena kāraṇenāyaḥ dharmaparyāyaḥ **sarvabuddhapariḡraho** nāmocyste / ye keci chāriputra kulaputrā vā kuladuhitaro vāsyā dharmaparyāyasya nāmadheyaṃ śroṣyanti teṣām ca buddhānām bhagavatām nāmadheyaṃ dhārayiṣyanti **sarve te buddhapariḡrhitā bhaviṣyanti avinivartaniyās ca bhaviṣyanti anuttarāyaṃ samyaksambodhau** / “シャーリプトラよ、これをどう思うか— どういうわけで、この法門は「一切の仏たちの摂受」と名づけられるのであろうか。シャーリプトラよ、およそいかなる良家の男子たちまたは良家の女子たちであっても、この法門の名を聞き、またこれらの仏・世尊たちの名を憶持するならば、彼らはすべて、仏たちにおさめとられる者となり、また無上なる正等覺に向けて退転しない者となるだろう”(Cf. 藤田宏達訳『新訂梵文和訳無量寿経・阿弥陀経』法蔵館 2015, p.187)。

なお、上記の大乘仏教経典の記述と本経当該箇所との関連に関する考察は、大塚 2021 を参照されたい。

\*88 Hi および Tib には、sarvatathāgatādhiṣṭhitaḥ に対応する語句を確認できないが、【不】には「一切如来加持」を確認できる。

\*89 Hi は「あらゆる如来によって灌がれ、あらゆる如来によって激励されることにより、その者(儀礼対象者)に、あらゆる悉地が現前する」と訳出している。

味耶に随入し、あらゆる如来の法性に随順し<sup>\*90</sup>、深遠な法の忍智を獲得し、菩提道場に近づく、以上を始めとする数々の殊勝な徳性を獲得し、乃至<sup>\*91</sup>、不退転となり<sup>\*92</sup>、この上ない菩提道を円満するのである。

<sup>\*90</sup> Hi には, sarvatathāgatadharmatānugataḥ に対応する語句 (*de bzin gśegs pa thams cad kyi chos nīd rtogs pa*) を確認でき、【不】にも「入一切如来法性」を確認できる。

<sup>\*91</sup> ここには、アビシェーカ儀礼を受けた行者に次々と現れる殊勝な悉地や徳性が列挙され、さとりに至るまでの道程が示されていると解釈できる。したがって、引用箇所末尾に示される anuttarā bodhimārgaparipūriḥ を最終到達地と考え、当該の yāvat を行者に現れるその他の殊勝な悉地や徳性を省略する意味に解しておく。なお、同様の yāvat は次の *Sarvatathāgatatattvasaṃgraha* (以下 STTS) にも確認できる。

STTS 226: tataḥ samāviśaty āviṣṭāmātrasya divyaṃ jñānam utpadyate / tena jñānena paracittāny avabudhyati / sarvakāryāṇi cāūtānāgatavartamānāni jānāti / hṛdayaṃ cāsyā dṛḍhībhavati sarvatathā-gataśāsane / sarvaduḥkhāni cāsyā praṇaśyanti / sarvabhayaavigataś ca bhavaty avadhyāḥ sarvasattveṣu / sarvatathāgatāś cādhitīḥṭhanti / sarvasiddhayaś cāsyābhimukhībhavanti / apūrvāni cāsyākāraṇaḥṣa-ratipṛitīkaṛāṇi sukhāny utpadyante / taiḥ sukhaiḥ keṣāṃ cit samādhyo niṣpadyante, keṣāṃ cid dhāraṇyāḥ, keṣāṃ cit sarvāśāparipūrayo yāvat keṣāṃ cit sarvatathāgatatvam api niṣpadyata iti // それより、[金剛の智が弟子の心臓に] 遍入し、遍入するや否や、天妙な智が生じる。その智によって他者の心を覚知する。また、過去・未来・現在におけるあらゆる事柄を知る。そして、この者(弟子)の心臓は一切如来の教えにおいて堅固となる。そして、この者のあらゆる苦が消滅し、あらゆる恐れがなくなり、あらゆる有情において害されなくなる。そして、あらゆる如来が加持する。そして、あらゆる悉地がこの者に現前する。さらに、この者には、未だかつて経験したことのない、いわれなき歓喜と悦楽と喜びをもたらす諸々の安楽が生じる。それらの安楽により、ある者たちには三昧が、ある者たちには陀羅尼が、ある者たちにはあらゆる願望が成就し、乃至、ある者たちには一切如来の境地さえもが成就するのである。

STTS 当該箇所には、灌頂儀則の中の重要なプロセスである vajrāveśa (金剛智の遍入) によって、弟子にもたらされる数々の悉地や徳性が明かされており、その最終到達地として示されるのが、sarvatathāgatatva 「一切如来の境地」である。この文脈は、本経においてアビシェーカがなされた者に生じる殊勝な悉地を列挙する文脈と類似している。

<sup>\*92</sup> 当該箇所は、次のような主要な大乘經典にしばしば見られる一節を下敷きにした可能性がある。

*Vimalakīrtinīdeśa*. Ch.12, §14: tena khalu punar devānāṃ indra somacchatreṇa bhikṣuṇā saddharma-parigrahābhīyuktena daśakoṭīśatāni sattvānāṃ avaiartikāni kṛtāny abhūvann anuttarāyāṃ samyak-sambodhau, ... 実にまた、諸天の帝王よ、かのソーマチャトラは比丘となつて正法の受持に努めたので、千コートの衆生たちが無上正等菩提から退転しない者となつた。Cf. 高橋尚夫・西野翠訳『梵文和訳摩訶経』2011 p.222.

*Gaṇḍavyūha* p.81, 21: mama kulaputra sahadarśanena sattvā avaiartikā bhavanty anuttarāyāḥ samyak-sambodheh. 善男子よ、私を見るや否や、衆生たちは無上正等覚から不退転となります。Cf. 梶山雄一監修『華嚴経入法界品さとりへの遍歴』上 p.181.

*Gaṇḍavyūha* p.236, 12-13: tac ca bhikṣuṇīśatasahasram anuttarāyāṃ samyak-sambodhāv avaiartikam abhūt. またかの百千の比丘尼たちが無上正等覚において不退転となつた。Cf. 梶山雄一監修『華嚴経入法界品さとりへの遍歴』下 p.73.

しかし、何らかの混乱により、現行のような不自然な記述となつてしまったか。いずれにしても検討の余地があるが、Hi (*phyir mi ldog par 'gyur zñi | bla na med pa yañ dag par dzogs pa'i byañ chub kyi lam yoñs su dzogs par 'gyur ro ||*) は、Skt の読み (avaiartiko bhaviṣyati, anuttarā bodhimārgaparipūriḥ) を支持している。

## 参考文献

### 1. 一次文献

#### a. サンスクリット語文献

*Amoghapāśakalparāja*. = APK

密教聖典研究会 (MIKKYŌ SEITEN KENKYŪKAI). “Transcribed Sanscrit Text of the Amoghapāśakalparāja Part I”『大正大学総合佛教研究所年報』 vol.20, pp.(1)–(54). 1998.; “Transcribed Sanscrit Text of the Amoghapāśakalparāja Part III”『大正大学総合佛教研究所年報』 vol.22, pp.(1)–(64). 2000.

*Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*.

VAIDYA, P. L. ed. *Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*, Buddhist Sanskrit Texts No.4. Darbhanga: The Mithila Institute, 1960.

*Brhatsaṃhitā*. = BS

GRETIL (Göttingen Register of Electronic Texts in Indian Languages)

<http://gretil.sub.uni-goettingen.de>. Data entry: Michio Yano and Mizue Sugita. Source: A.V.Tripāṭhī ed. 2 Parts. Sarasvatī Bhavan Granthamālā 97. Varanasi 1968.

*Gaṇḍavyūha*.

VAIDYA, P. L. ed. *Gaṇḍavyūhasūtra*. Buddhist Sanskrit Texts No.5. Darbhanga: The Mithila Institute, 1960.

*Guhyasamājjamaṇḍalopāyikāviṃśatividhi*. 田中公明 (TANAKA, Kimiaki). ed. 「『秘密集会曼荼羅儀軌二十』 テキスト」 田中 2010, pp.629–716 (第 2 部文献篇第 5 章).

*Mañjuśrīyamūlakalpa (Mañjuśrīmūlakalpa)*. = MMK

MMK<sup>S</sup>: T. Gaṇapati ŚĀSTRĪ ed. *The Āryamañjuśrīmūlakalpa*. 3 volumes. Trivandrum Sanskrit Series 70, 76 and 84. Trivandrum: Superintendent Government Press, 1920–1925.

MMK<sup>O</sup>: 大塚 2015 「資料篇<テキスト>」

*Mahāpratisarā*. = MP

HIDAS, Gergely ed. *Mahāpratisarā-Mahāvīdyārājñī: The Great Amulet, Great Queen of Spells: Introduction, Critical Editions and Annotated Translation*. New Delhi: International Academy of Indian Culture and Aditya Prakashan, 2012.

MP<sub>I</sub>: The Text Preserved in the Gilgit Fragments. pp.47–74 (Chapter 8).

MP<sub>II</sub>: The Textual Traditions Preserved in the Selected Eastern Indian and Nepalese Manuscripts. pp.99–194 (Chapter 10).

*Vimalakīrtinirdeśa.*

大正大学総合佛教研究所梵語佛典研究会 (STUDY GROUP ON BUDDHIST SANSKRIT LITERATURE THE INSTITUTE FOR COMPREHENSIVE STUDIES OF BUDDHISM, TAISHO UNIVERSITY). 『梵文維摩経: ポタラ宮所蔵写本に基づく校訂』 (*Vimalakīrtinirdeśa: A Sanskrit Edition Based upon the Manuscript Newly Found at the Potala Palace*). 東京: 大正大学出版会, 2006.

*Sarvatathāgatādhiṣṭhānasattvāvalokanabuddhakṣetrasandarśanavyūha.* COHEN,

Richard S. ed. “The Sarvatathāgatādhiṣṭhāna-sattvāvalokana-buddhakṣetrasandarśanavyūha: A Mahāyāna Sūtra from Gilgit”, *The Indian International Journal of Buddhist Studies* vol.11, 2010, pp.199–251.

*Sarvatathāgatattvasaṃgraha.* = STTS

堀内寛仁 (HORIUCHI, Kanjin). ed. 『梵藏漢対照初会金剛頂経の研究梵文校訂篇(上)』 密教文化研究所 1983; 『梵藏漢対照初会金剛頂経の研究梵文校訂篇(下)』 密教文化研究所 1974.

*Sukhāvātīvyūha.*

FUJITA, Kotatsu. ed. “A Romanized Text of the Smaller Sukhāvātīvyūha” in *The Larger and Smaller Sukhāvātīvyūha Sūtras*, Kyoto: Hozokan, 2011.

*Sarvavajrodāyā.* = SVU

密教聖典研究会 (MIKKYOU SEITEN KENKYŪKAI) ed. 「*Vajradhātumahāmaṇḍalopāyika–Sarvavajrodāyā*: 梵文テキストと和訳 (I)」 『大正大学総合佛教研究所紀要』 vol.8, pp.(24)–(57). 1986. (当該論文では旧 §1–§28 を報告); 「*Vajradhātumahāmaṇḍalopāyika–Sarvavajrodāyā*: 梵文テキストと和訳 (II)」 『大正大学総合佛教研究所紀要』 vol.9, pp.(13)–(85). 1987. (当該論文では旧 §29–§87 を報告).

**b. チベット語文献**

*Sarvavajrodāyā* : *rDo rje dbyiṅs kyi dkyil ’khor chen po’i cho ga rdo rje thams cad ’byui ba.* = SVU<sub>Tib</sub>

sDe dge edition. No.2516; Peking edition. No.3339.

*Subāhuparipṛccā* : *’Phags pa dpuṅ bzañ gis źus pa źes bya ba’i rgyud.* = SBP

sDe dge edition. No.805; Peking edition. No.428.

*Susiddhikara* : *Legs par grub par byed pa’i rgyud chen po las sgrub pa’i thabs rim par phye ba.*

sDe dge edition. No.807; Peking edition. No.431.

## 2. 二次文献

### a. 和文

- 永ノ尾信悟. 1984「古代インド祭式文献に記述された穀物料理」『国立民族学博物館研究報告』vol.9(3), 1984, pp.521-532.
- 大塚恵俊. 2021「インド密教における初期のアビシェーカに関する一考察」『印度学仏教学会』vol.70-no.1, 2021, pp.(123)-(128).
- . 2022「『宝楼閣経』「マンダラ儀則」：梵藏漢対照テキスト」『豊山学報』vol.65, 2022, pp.(67)-(91).
- 金本拓士・伊藤亮貫. 2007「『菴呬耶経』藏・漢訳テキスト研究(5)」『智山学報』vol.56, pp.(275)-(344).
- 工藤順之. 2019「インド国立公文書館所蔵ギルギット写本概観」『東洋学術研究』vol.58-no.1, pp.(19)-(32).
- 桜井宗信. 1996『インド密教儀礼研究: 後期インド密教の灌頂次第』法蔵館 1996.
- 高田順仁. 2000「『牟梨曼陀羅呪経』所説のマンダラ」『密教図像』vol.19, pp.1-17.
- 田中公明. 1987『曼荼羅イコロジー』平河出版社.
- . 2002「西夏・元時代のシルクロード密教とその図像: ハラホト出土の宝楼閣曼荼羅を中心にして」『木村清孝博士還暦記念論集: 東アジア仏教その成立と展開』pp.601-619.
- . 2010『インドにおける曼荼羅の成立と発展』春秋社.
- 名取玄喜. 2017「『大宝広博楼閣善住秘密陀羅尼経』における「第二の転法輪」とその勧請について」『豊山学報』vol.60, pp.(147)-(166).
- 林温. 2002「別尊曼荼羅」『日本の美術』vol.433 至文堂.
- 森雅秀. 1992「インド密教における結界法: *Vajrāvālī-nāma-maṇḍalopāyikā* 和訳(2)」『名古屋大学文学部研究論集: 哲学』vol.114, pp.89-109.
- 矢野道雄・杉田瑞江(訳註). 1995『占術大集成 1: 古代インドの前兆占い』東洋文庫 589, 平凡社.

### b. 欧文

- EDGERTON, Franklin. 1953. *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary* (2 vols.), New Haven: Yale University Press, 1953; reprint Delhi, 1970.  
BHS<sub>I</sub>: Volume I, Grammar ; BHS<sub>II</sub>: Volume II, Dictionary.
- NISHIMURA, Naoko (西村直子). 2011. “*āmīkṣā* and *payasyā*: Processing of fermented milk in ancient India”, 『印度学仏教学研究』vol.59-no.3, 2011, pp.10-16.
- VON HINÜBER, Oskar. 2014. “The Gilgit Manuscripts: An Ancient Buddhist Library in



『宝楼閣経』「マンダラ儀則」(大塚恵)

Modern Research”, *From Birch Bark to Digital Data: Recent Advances in Buddhist Manuscript Research. Papers Presented at the Conference Indic Buddhist Manuscripts: The State of the Field, Stanford, June 15–19 2009*, ed. P. Harrison and J.-U. Hartmann, Vienna: Österreichische Akademie der Wissenschaften, 2014, pp.79–135.

[謝辞] 本論文を作成するにあたり、倉西憲一氏(大正大学)、横山裕明氏(大正大学)、名取玄喜氏(真言宗豊山派総合研究院)より、多くのご教示を賜りました。ここに記して謝意を表します。

[本研究は JSPS 科研費若手研究 19K12949 の助成を受けたものである]